

令和6年3月22日

五所川原市教育委員会

令和6年 第3回定例会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第 8 号	令和 6 年度五所川原市の教育の目標と取組について	P	1
2	議案第 9 号	教育財産の取得の申し出について	P	2
3	議案第 10 号	工事の計画について	P	3
4	議案第 11 号	五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画について	P	4
5	議案第 12 号	新旧対照表方式による例規等の改正について	P	6

議案第 8 号

令和 6 年度五所川原市の教育の目標と取組について

令和 6 年度五所川原市の教育の目標と取組を下記のとおり策定する。

記

- 1 策定計画
別冊「令和 6 年度 五所川原市の教育の目標と取組」のとおり。
- 2 策定日
令和 6 年 3 月 22 日

議案第 9 号

教育財産の取得の申し出について

五所川原市長に対し、下記のとおり令和 6 年度における 1 件 5 0 0 万円を超える教育財産の取得を申し出るものとする。

記

N o	事業名・担当部署	申し出内容
1	教科書指導書 整備事業 (学校教育課)	【事業内容】 西北地区教科用図書採択協議会において採択された、小学校教科用図書の教師用指導書及び教師用教科書並びに指導者用デジタル教科書を整備する。 【事業費及び財源】 事業費： 47,727 千円 財源：一般財源 47,727 千円 【取得を申し出する財産】 教師用指導書 <u>39,687 千円</u> 【今回取得する教育財産のうち申し出対象外のもの】 指導者用デジタル教科書 6,874 千円 教師用教科書 1,166 千円 計 8,040 千円 備考： 教師用デジタル教科書については 1 年間ライセンスのものを毎年継続して整備する。

議案第10号

工事の計画について

令和6年度に実施する500万円以上の工事の計画を下記のとおり策定する。

記

No	事業名・担当部署	計画内容																
1	学校再編事業 (教育総務課)	【事業内容】 市浦小学校、市浦中学校の学校再編事業において併置校舎として使用する市浦小学校の長寿命化改修を令和6年度、令和7年度の2か年度で実施することとし、令和6年度では改修工事に係るアスベスト調査、実施設計を行う。 【予算額】 <table><tr><td>設計監理業務委託料</td><td>9,384 千円</td></tr><tr><td>内訳：アスベスト調査業務</td><td>4,349 千円</td></tr><tr><td>設計業務</td><td>5,035 千円</td></tr></table> 【予算財源】 <table><tr><td>小学校債（小学校施設整備事業）</td><td>9,300 千円</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>84 千円</td></tr></table>	設計監理業務委託料	9,384 千円	内訳：アスベスト調査業務	4,349 千円	設計業務	5,035 千円	小学校債（小学校施設整備事業）	9,300 千円	一般財源	84 千円						
設計監理業務委託料	9,384 千円																	
内訳：アスベスト調査業務	4,349 千円																	
設計業務	5,035 千円																	
小学校債（小学校施設整備事業）	9,300 千円																	
一般財源	84 千円																	
2	嘉瀬スキー場 整備事業 (スポーツ振興室)	【事業内容】 ジャンプ競技を行う際、安全な積雪深にするため、アプローチからランディングバーンに雪を入れ水平をとる桝上部を擬木と入れ替えるための工事を実施する。 【予算額】 <table><tr><td>設計監理業務委託料</td><td>1,501 千円</td></tr><tr><td>内訳：工事設計業務委託料</td><td>762 千円</td></tr><tr><td>工事監理業務委託料</td><td>739 千円</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>6,668 千円</td></tr><tr><td>内訳：工事請負費</td><td>6,668 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8,169 千円</td></tr></table> 【予算財源】 <table><tr><td>地方債</td><td>8,100 千円</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>69 千円</td></tr></table>	設計監理業務委託料	1,501 千円	内訳：工事設計業務委託料	762 千円	工事監理業務委託料	739 千円	工事請負費	6,668 千円	内訳：工事請負費	6,668 千円	合計	8,169 千円	地方債	8,100 千円	一般財源	69 千円
設計監理業務委託料	1,501 千円																	
内訳：工事設計業務委託料	762 千円																	
工事監理業務委託料	739 千円																	
工事請負費	6,668 千円																	
内訳：工事請負費	6,668 千円																	
合計	8,169 千円																	
地方債	8,100 千円																	
一般財源	69 千円																	

議案第 11 号

五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画について

五所川原市立小学校中学校 適正規模・適正配置基本計画に基づき、五所川原市立市浦小学校、同市浦中学校における学校再編事業個別計画を次のとおり策定する。

五所川原市立市浦小学校及び市浦中学校 学校再編事業個別計画

1 再編内容

再 編 手 法	市浦小学校、市浦中学校の併置校を設置
再 編 時 期	再編時期は、校舎改修の時期も踏まえて、令和8年4月を目途とし、校舎改修ほか諸手続きの進捗状況により、再編年度を順延していく。
使用する学校施設	五所川原市立市浦小学校
再編後の学校規模	市浦小学校 36人、4学級（複式学級2クラス） 市浦中学校 30人、3学級 ※令和8年4月を想定した児童生徒数

2 再編に伴う支援策等

(1) 学校施設の整備

併置校として使用する市浦小学校校舎について、中学校用の必要スペースを確保するための施設改修を行うほか、老朽化している校舎設備の改修については、保護者等の要望も取り入れながら改修計画を策定し改修を行う。

(2) 給食の提供

併置校移行後も自校式調理場による自校式給食とし、給食を提供していく。

(3) 通学支援

学校再編以前と同様の条件で、児童生徒に対し通学支援としてスクールバス、通学支援タクシーの運行を継続する。

(4) 再編に伴う環境変化への支援

ア 地域の伝統芸能の活動維持

市浦地区では、虫送り、十三の砂山踊り、お山参詣、脇元小馬踊りなど数多くの伝統芸能があり、これまで小学校、中学校において学校行事に取り入れ活動を行ってきた経緯があり、併置校移行後も教育活動の一環として活動を継続していく。

イ 学校再編後は、学級担任を中心に全教職員で児童生徒への目配り、気配りをするとともに、保護者との情報交換を密に行うなど、校内における教育相談体制の強化を図る。

議案第 1 2 号

新旧対照表方式による例規等の改正について

五所川原市教育委員会の例規等の改正方式を「改め文方式」から「新旧対照表方式」とする。

記

1 新旧対照表方式の導入理由

五所川原市の例規等の改正は、これまで「改め文方式」により行われており、教育委員会における例規等の改正においてもこれに準じてきたところであるが、五所川原市において「例規をより分かりやすいものとする」「事務の負担軽減」といった観点から、今後の例規等の改正方式を「新旧対照表方式」により行うものとしたため、教育委員会においてもこれに併せ、「新旧対照表方式」による例規改正を行うものとする。

2 施行期日

令和 6 年 3 月 2 2 日

3 参考

(1) 国、他自治体の状況

国においては、平成 2 8 年 3 月、内閣官房行政改革推進本部事務局より各府省等宛の事務連絡にて「法律・政令以外の府省令、規則、訓令又は告示については各府省等の判断で新旧対照表方式を選択することが可能である」との考え方が示された。その後、各省において新旧対照表方式の導入が進められ、現在では全省で府省令以下の改正において新旧対照表方式が用いられている。

他の自治体においては、平成 1 2 年度に鳥取県で条例・規則等の一部改正において新旧対照表方式が導入され、現在では、大阪府、神戸市、武蔵野市など、新旧対照表方式を導入する自治体が増えてきている。

県内においては、南部町が条例以下の改正、十和田市が規則以下の改正に新旧対照表方式を導入している。

(2) 新旧対照表方式のイメージ

■改め文方式 改正文のほか参考資料として別途新旧対照表を作成している。条例改正を議会に提案する際にも、参考資料として新旧対照表を配付している。 改正文 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年五所川原市条例第45号）の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。 第7条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 新旧対照表 <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲 、<u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>とする。 2 略</td><td>(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲 、<u>期末手当及び退職手当</u>とする。 2 略</td></tr></table>	改正後	改正前	(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 、夜間勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲 、 <u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u> とする。 2 略	(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲 、 <u>期末手当及び退職手当</u> とする。 2 略	■新旧対照表方式 改正文の中に新旧対照表を記載するため、別途新旧対照表は作成しない。条例改正の際も、別途新旧対照表を配付することはしない。下線部分が改正箇所となり、それ以外は参考記載部分となる。 改正文 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年五所川原市条例第45号）の一部を次の表のように改正する。 (下線部分は改正箇所) <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条 、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号 、<u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>とする。 2 略</td><td>(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条 、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号 、<u>期末手当及び退職手当</u>とする。 2 略</td></tr></table> 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	改正後	改正前	(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条 、夜間勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号 、 <u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u> とする。 2 略	(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条 、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号 、 <u>期末手当及び退職手当</u> とする。 2 略
改正後	改正前								
(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 、夜間勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲 、 <u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u> とする。 2 略	(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲 、 <u>期末手当及び退職手当</u> とする。 2 略								
改正後	改正前								
(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条 、夜間勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号 、 <u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u> とする。 2 略	(会計年度任用職員の給与) 第6条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条 、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u> とする。 2 略 第7条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号 、 <u>期末手当及び退職手当</u> とする。 2 略								